

助 成 規 程

(平成16年3月26日 理事・評議員会)

(目 的)

第 1 条 この規程は、財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団(以下「財団」という)が寄附行為第4条第1号にもとづく助成事業を実施するための基準及び手続を定めることを目的とする。

(種 別)

第 2 条 財団は、岡山県のスポーツ・文化の振興及び発展に寄与することを目的として、次の助成を行う。

1 スポーツ活動に対する助成

- (1) スポーツ活動を主体的に行うもので、**県民の健康増進を目的**としており、営利を目的としないもの
- (2) スポーツ活動を主体的に行うもので、**競技力向上を目的**としており、営利を目的としないもの
- (3) その他、上記目的を達成するために財団が必要と認めるもの

2 文化活動に対する助成

- (1) 文化活動を主体的に行うもので、**県民の豊かな心の形成を目的**としており、営利を目的としないもの
- (2) その他、上記目的を達成するために財団が必要と認めるもの

(対 象)

第 3 条 財団の助成は、岡山県内において、前条に該当する活動を行う団体又は個人であることとする。

(助 成 額)

第 4 条 助成金の金額は、原則として理事会で定めた予算の範囲内とし、特に必要とする場合は、別途理事会の決定による。

(期 間)

第 5 条 財団の行う助成の期間は、助成を決定した日から当該会計年度末までとする。

(連続助成)

第 6 条 連続助成は、原則として行わない。ただし、隔年の助成は事業内容により行うことがある。

(申 請)

第 7 条 助成を受けようとする団体又は個人は、所定の申請期間内に、「活動助成申請書」に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 助成金使用計画書
- (3) 活動実績報告書(任意の書式)
- (4) その他財団が必要とする書類

2 前項の申請期間は、理事長が別に定める。

(選考委員会)

第 8 条 選考委員は、スポーツ・文化関係機関(団体)または報道関係者のなかから財団が委嘱する委員で構成する。

(選 考)

第 9 条 財団は、前条の規定による申請書を受理した場合は、財団の定めた期間に助成選考委員会を開き、その団体又は個人の活動及び申請にかかる活動が、財団の別に定める**助成基準**に照らして適正か否かを審査して選考する。

- 2 助成は、理事長が選考委員会の選考結果の報告を受け、財団の理事現在数の過半数の同意を経て決定する。

(決定通知・交付)

第10条 財団は、前条の審査結果を、申請した団体又は個人に別紙様式により通知するとともに、助成金を交付することが決定したものについては、必要な手続を経て、申請者の指定する銀行等の口座に振り込むものとする。

(受領者の義務)

第11条 決定を受けた者は、ただちに所定の助成受諾書を財団に提出しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた者は、ただちに所定の助成金受領書を財団に提出しなければならない。
- 3 助成金の交付を受けた団体又は個人は、その活動終了後30日以内に財団にその実施結果を次により報告するものとする。
 - (1) 活動結果報告書
 - (2) 助成金使用実績報告書

(変更等の承認申請等)

第12条 助成の決定通知又は交付を受けたもので、その活動内容に変更があり、申請の内容との違いが生じた場合は、速やかに財団に連絡するとともに、活動変更・中止申請書を提出しなければならない。

- 2 計画の実施が不能となった場合又は継続することができない事情が発生した場合は、助成金の全額又は残額を返還しなければならない。
- 3 助成金の交付を受けた者が、本規程の履行を故意に怠ったと認められるとき、及び助成の申請にあたって虚偽の内容を申し立て、助成金の交付を受けたときは、理事長は前項の規程にかかわらず交付金全額の返還を求めることができる。

(補 則)

第13条 この規程を改廃する場合は、理事会の議決を経て行うものとする。

- 2 この規程の実施に必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成16年3月26日)

この規程は、平成16年度の助成金より適用する。